

規制の事前評価書(要旨)

【代替案あり】

政策の名称	開示関係役務提供者の範囲の見直し	
担当部署	総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課	電話番号:03-5253-5843 e-mail: provider-act.pt@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和3年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号。以下「現行法」という。)、第4条において、権利侵害情報が匿名で発信された際、被害者(権利を侵害されたと主張する者)が、加害者(発信者)を特定して損害賠償請求を行うことができるよう、一定の要件を満たす場合には、プロバイダに対し、当該発信者の特定に資する情報(発信者情報※)の開示を請求する権利を定めている。インターネット上で権利侵害投稿が行われた場合、一般的に、SNSの運営者等(コンテンツプロバイダ)は、発信者の氏名・住所等の情報を保有していないことが多く、被害者が被害回復を図るためには、投稿時のIPアドレス等の発信者情報を端緒として、権利侵害投稿の通信経路を辿って発信者を特定する実務が定着している。しかしながら、近年、投稿時のIPアドレス等を記録・保存していないコンテンツプロバイダの出現により、投稿時のIPアドレス等から通信経路を辿ることに伴って自らのアカウントにログインした状態で様々な投稿を行うことができるもの(ログイン型サービス)が増加している。昨今の主要なSNSサービスの多くは、こうしたログイン型サービスであるが、ログイン型サービスを提供するコンテンツプロバイダの中には、上述のように投稿時のIPアドレス等を保有せずに、ログイン時のIPアドレス等(ログイン時情報)しか保有していないものがある。このような場合、これらのログイン型サービス上の投稿による被害者は、コンテンツプロバイダから投稿時のIPアドレス等の開示を受けて、接続元のインターネット接続サービスを提供する事業者(アクセスプロバイダ)を突き止めることができないことから、発信者を特定するためには、その代わりに、ログイン時情報の開示を受ける方法によることが考えられる。現行の発信者情報開示の実務においても、ログイン型サービスにおいて権利侵害が生じた際、発信者の特定のために、ログイン時情報の開示を求める例がある。この点、ログイン時情報を発信者情報として開示することは、立法時には必ずしも想定されていなかったと考えられるところ、ログイン時情報が現行法上の開示対象となる発信者情報に該当するか否かについては明確になっておらず、裁判例も分かれている状況となっている。</p> <p>※開示請求の対象となる発信者情報の範囲については、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第4条第1項の発信者情報を定める省令」で定めることとされている。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>近年、SNS等のサービスを提供する主要なコンテンツプロバイダの中には、ユーザIDやパスワード等必要事項を入力してアカウントを作成し、その後当該ユーザIDやパスワードを入力することによって自らのアカウントにログインした状態で様々な投稿を行うことができるもの(ログイン型サービス)が増加している。昨今の主要なSNSサービスの多くは、こうしたログイン型サービスであるが、ログイン型サービスを提供するコンテンツプロバイダの中には、上述のように投稿時のIPアドレス等を保有せずに、ログイン時のIPアドレス等(ログイン時情報)しか保有していないものがある。このような場合、これらのログイン型サービス上の投稿による被害者は、コンテンツプロバイダから投稿時のIPアドレス等の開示を受けて、接続元のインターネット接続サービスを提供する事業者(アクセスプロバイダ)を突き止めることができないことから、発信者を特定するためには、その代わりに、ログイン時情報の開示を受ける方法によることが考えられる。現行の発信者情報開示の実務においても、ログイン型サービスにおいて権利侵害が生じた際、発信者の特定のために、ログイン時情報の開示を求める例がある。この点、ログイン時情報を発信者情報として開示することは、立法時には必ずしも想定されていなかったと考えられるところ、ログイン時情報が現行法上の開示対象となる発信者情報に該当するか否かについては明確になっておらず、裁判例も分かれている状況となっている。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>ログイン型サービスの急速な普及と同サービスにおける権利侵害投稿による被害の深刻化に対処するためには、同サービスにおける権利侵害投稿によって生じる被害の救済を制度上可能とするための見直しを行う必要がある。これらの状況を踏まえ、ログイン時情報等の、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に係る情報を辿って発信者を特定することが可能な情報について、本制度改正によりその開示対象の明確化を図り、一定の要件を満たす場合には、被害者がログイン時情報等の開示を請求できることとする^{※1}。この点、ログイン時情報等を開示請求の対象とした場合、当該情報に係る権利侵害投稿通信以外の通信を媒介したアクセスプロバイダ等に対して、侵害投稿通信の発信者かつ権利侵害投稿通信以外の通信の発信者でもある者の住所・氏名の開示を請求することとなるが、当該開示請求を受けるプロバイダは、現行法第4条第1項に規定する「開示関係役務提供者」の範囲に含まれない場合もあり得るため^{※2}、このログイン時情報等を媒介したアクセスプロバイダ等が開示請求の相手方となる「開示関係役務提供者」に含まれることを明確化する。</p> <p>※1 開示対象となるログイン時情報等の範囲について法改正のほか省令改正により明確化を図る。 ※2 現行法における開示請求の相手方となる「開示関係役務提供者」は、現行法第4条第1項において「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」(実際に侵害投稿通信を媒介した通信事業者)と規定されているため、ログイン時情報等を媒介するプロバイダが、この「開示関係役務提供者」に該当するか不明確な場合があり得る。</p>	
想定される代替案	<p>【代替案】</p> <p>SNS等のログイン型サービスの普及に伴うインターネット上の権利侵害による被害に対応するため、開示対象となるログイン時情報等の発信者情報の明確化を図り、被害者がログイン時情報等の開示を請求できることとする。この点、現行法は実際に権利侵害通信を媒介した者に着目してその者に発信者情報を開示する義務を課すものであるところ、実際に侵害情報の流通に関与した者にかかわらず、侵害情報の発信者の情報を保有する全ての者に着目してその者に発信者情報を開示する義務を課することとする[※]。</p> <p>※開示請求の対象について、採用案では、実際に侵害情報の発信者による権利侵害通信を媒介した事業者やログイン時情報等を媒介した者に限定しているが、代替案では、侵害情報の発信者が行った適法な投稿など権利侵害通信以外の通信を媒介した事業者を含む発信者情報を保有する全ての者としている。</p>	
規制の費用	<p>当該規制の場合</p> <p>(遵守費用) 開示関係役務提供者において、ログイン時情報等の開示請求に関する手数料に関する費用が発生すると見込まれるが、上述の課題のように、現行の発信者情報開示の実務においても、本改正に伴い開示関係役務提供者として追加されるログイン時情報等を媒介したアクセスプロバイダ等に対して、ログイン時情報等に紐づく発信者情報の開示請求は行われており、当該開示請求に対応するための特設のシステム更改や体制変更は見込まれないことから、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。</p> <p>(行政費用) -</p>	<p>代替案の場合</p> <p>発信者情報の開示義務を課された者は、裁判の一方当事者になることを強いられる等の負担を負うこととなる。代替案によることとした場合には、採用案の遵守費用に加えて、実際に権利侵害通信を媒介した事業者やログイン時情報等を媒介した事業者以外の、現行の発信者情報開示の実務において開示請求を受けていない者について、侵害情報の流通に関与していないにもかかわらず、不意打ち的に当事者として裁判に巻き込まれるという負担を課することとなり、その手数料に関する費用が発生すると見込まれる。</p>
規制の効果(便益)	<p>当該規制の場合</p> <p>(直接的効果(便益)) 本改正により、ログイン型サービスにおける投稿によって権利侵害を受けたとする者は、プロバイダからログイン時情報等の開示を受けて、当該ログイン時情報等に紐づく通信経路を辿って侵害情報の発信者を特定できる可能性が高まることから、被害者の救済に資すると考えられる。</p> <p>(副次的・波及的な影響) 上述の課題のように、現行の発信者情報開示の実務において、ログイン時情報が現行法上の発信者情報に該当するか否かについては明確になっておらず、裁判例も分かれている状況となっている中、本改正により、開示対象となるログイン時情報等の発信者情報を明確化し、開示請求の相手方となる「開示関係役務提供者」の範囲を見直すことで、実務上の取り扱いが統一化されるほか発信者情報開示制度の安定的な運用に資するなど、直接的な便益の対象となる被害者だけでなく裁判所やプロバイダ等関係者に対する影響も見込まれる。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>左記と同じ。</p> <p>左記と同じ。</p>
費用と効果(便益)の関係	上記のとおり、遵守費用については大幅な追加費用は発生しないものと考えられる一方で、本改正により、被害者がログイン時情報等の開示を受けて当該情報の通信経路を辿って発信者を特定することができ、被害者の救済が図られることから、本改正により得られる便益は、本改正に伴う費用を上回ることが見込まれるため、本改正は妥当と考えられる。	
代替案との比較	代替案によることとした場合、その便益については採用案と大きな差は生じないと見込まれるものの、その費用については採用案を上回ることが見込まれ、開示請求における義務の対象となる者の負担は必要最小限とする必要があることを踏まえると、開示請求の対象となる開示関係役務提供者の範囲については、侵害情報の流通に関与した者として、実際に権利侵害投稿を媒介した事業者に加えて、ログインなど権利侵害投稿の前提となる行為等を媒介した事業者に限定して追加する採用案が妥当であると考えられる。	
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 「発信者情報開示の在り方に関する研究会」(座長:曾我部真裕 京都大学大学院 法学研究科 教授)の最終とりまとめ(令和2年12月)において、開示対象となるログイン時情報等の発信者情報の範囲や、請求の相手方となる「開示関係役務提供者」の範囲について見直しを行う観点から、法改正及び省令改正を行うことが適当とされていることを踏まえ、本改正を行うものである。	
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】 改正法の施行後5年を経過した場合において、改正法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 発信者情報開示の判例の動向等で制度の運用状況を確認する。	
備考		